

平成28年 第6回

# 戸田市教育委員会定例会

平成28年5月19日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第6回教育委員会（定例会）次第

## 1 開会

## 2 前回の会議録の承認

## 3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

## 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

## 5 議事

ページ

### (1) 議案

議案第18号 戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例（案）について…………… 1

議案第19号 戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例（案）について…… 9

議案第20号 戸田市立小・中学校評議員の委嘱について……………当日配付

議案第21号 平成28年度一般会計教育委員会関係6月補正予算（案）について………… 14

議案第22号 平成28年度海外留学奨学事業特別会計6月補正予算（案）について…… 16

## 6 その他

### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成28年6月23日（木）午前9時30分～

### (2) その他

## 7 閉 会

戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例（案）

（戸田市奨学資金条例の一部改正）

第1条 戸田市奨学資金条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を、「許可された者」の次に「又は在学している者」を加える。

第3条第1項の表中

「

高等学校 高等専門学校（第1学年から 第3学年まで） 専修学校（高等課程）
--

」

を

「

高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校（第1学年から 第3学年まで） 専修学校（高等課程）
---

」

に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

（戸田市地域交流センター条例の一部改正）

第3条 戸田市地域交流センター条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「第1条に規定する中学校及び高等学校」を「に

規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部」に改める。

(戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(戸田市立少年自然の家条例の一部改正)

第5条 戸田市立少年自然の家条例(昭和49年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「中学校」の次に「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(以下これらを「小・中学校」という。)」を加え、「及び生徒並びに」を「又は生徒及び」に改め、同条第2号中「小学校、中学校」を「小・中学校」に改める。

別表中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

戸田市奨学資金条例（第1条関係）新旧対照表

改正前		改正後(案)																																		
<p>第1条 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第2条 奨学金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を備える者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校、高等専門学校、専修学校（正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）又は大学（短期大学を含む。）に入学を許可された者であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(奨学金の額及び貸付期間)</p> <p>第3条 奨学金の額は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第2条 奨学金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を備える者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校、<u>中等教育学校の後期課程</u>、高等専門学校、専修学校（正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）又は大学（短期大学を含む。）に入学を許可された者<u>又は</u><u>在学している者</u>であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(奨学金の額及び貸付期間)</p> <p>第3条 奨学金の額は、次のとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>奨学金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>国立及び公立</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校（第1学年から第3学年まで）</td> <td>私立</td> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>専修学校（高等課程）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		奨学金の額	高等学校	国立及び公立	月額 10,000円	高等専門学校（第1学年から第3学年まで）	私立	月額 15,000円	専修学校（高等課程）			(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>奨学金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>国立及び公立</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td><u>中等教育学校の後期課程</u></td> <td>立</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等専門学校（第1学年から第3学年まで）</td> <td>私立</td> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>専修学校（高等課程）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		奨学金の額	高等学校	国立及び公立	月額 10,000円	<u>中等教育学校の後期課程</u>	立		高等専門学校（第1学年から第3学年まで）	私立	月額 15,000円	専修学校（高等課程）			(略)	(略)	(略)
区分		奨学金の額																																		
高等学校	国立及び公立	月額 10,000円																																		
高等専門学校（第1学年から第3学年まで）	私立	月額 15,000円																																		
専修学校（高等課程）																																				
(略)	(略)	(略)																																		
区分		奨学金の額																																		
高等学校	国立及び公立	月額 10,000円																																		
<u>中等教育学校の後期課程</u>	立																																			
高等専門学校（第1学年から第3学年まで）	私立	月額 15,000円																																		
専修学校（高等課程）																																				
(略)	(略)	(略)																																		

改正前	改正後(案)
2 (略) 第4条～第15条 (略) 附則 (略)	2 (略) 第4条～第15条 (略) 附則 (略)

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第8条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条の4～第19条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第8条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条の4～第19条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市地域交流センター条例（第3条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>本則（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第13条、第22条関係）</p> <p>1 使用料（略）</p> <p>2 使用料の加算額（略）</p> <p>備考</p> <p>中高生とは学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第1条に規定する中学校及び高等学校の生徒が使用する場合をいい、一般とは中高生以外のものが使用する場合をいう。</u></p> <p>別表第2（第22条関係）（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第13条、第22条関係）</p> <p>1 使用料（略）</p> <p>2 使用料の加算額（略）</p> <p>備考</p> <p>中高生とは学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒が使用する場合をいい、一般とは中高生以外のものが使用する場合をいう。</u></p> <p>別表第2（第22条関係）（略）</p>



戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第10条（略） （職員） 第11条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ って、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなら ない。 (1)～(3)（略） (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等 学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者  (5)～(9)（略） 4・5（略） 第12条～第22条（略） 附則（略）</p>	<p>第1条～第10条（略） （職員） 第11条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ って、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなら ない。 (1)～(3)（略） (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務 教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有 する者 (5)～(9)（略） 4・5（略） 第12条～第22条（略） 附則（略）</p>

戸田市立少年自然の家条例（第5条関係）新旧対照表

改正前				改正後(案)			
第1条～第4条（略） （使用者の範囲）				第1条～第4条（略） （使用者の範囲）			
第5条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。				第5条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
(1) 教育課程に基づく学習活動を行う小学校、中学校の児童及び生徒並びにその引率者				(1) 教育課程に基づく学習活動を行う小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下これらを「小・中学校」という。）の児童又は生徒及びその引率者			
(2) 小学校、中学校の児童又は生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者				(2) 小・中学校の児童又は生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者			
(3) （略）				(3) （略）			
第6条～第23条（略） 附則（略）				第6条～第23条（略） 附則（略） 附則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>			
別表（第9条関係） 使用料（1人につき）				別表（第9条関係） 使用料（1人につき）			
利用期間	小・中学校の児童及び生徒（引率者を含む。）	その他	備考	利用期間	小・中学校の児童又は生徒（引率者を含む。）	その他	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例（案）

戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事項）

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、戸田市立の学校に在籍する児童又は生徒に自殺等の事案が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関する事。

第3条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者

第6条第5項を次のように改める。

- 5 会議は、公開とする。ただし、個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由がある場合又は調査委員会において特に公開しない旨の議決をした場合には、会議を公開しないことができる。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

戸田市いじめ問題調査委員会条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 <u>調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査に関することを所掌する。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 児童委員の代表</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 会議は、非公開とする。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 <u>調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、戸田市立の学校に在籍する児童又は生徒に自殺等が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 会議は、公開とする。ただし、個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由がある場合又は調査委員会において特に公開しない旨の議決をした場合には、会議を</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第7条・第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>公開しないことができる。</u></p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>第8条・第9条 (略)</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

戸田市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、戸田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、戸田市立の学校に在籍する児童又は生徒に自殺等の事案が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 医師
- (4) 心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由がある場合又は調査委員会において特に公開しない旨の議決をした場合には、会議を公開しないことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。  
(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第54号の次に次の1号を加える。

(55) いじめ問題調査委員会委員

別表第1中55の項を56の項とし、54の項の次に次のように加える。

55	いじめ問題調査委員会	委員長	日額	12,000
		副委員長		11,500
		委員		11,000

附 則(平成27年条例第50号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年度 一般会計 教育委員会関係 6月補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
14国庫支出金 03委託金 03教育費委託金 <b>01教育総務費委託金</b> (教育政策室)	0	3,500	3,500	○01総合的な教師力向上のための調査研究事業 【補正理由】 国委託金の交付決定に伴う補正	3,500
14国庫支出金 03委託金 03教育費委託金 <b>01教育総務費委託金</b> (教育総務課)	0	1,383	1,383	○02チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業 【補正理由】 国庫補助金の交付内定に伴う補正	1,383

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大 事 業・中 事 業	補正前の額 (中 事 業)	補正額 (中 事 業)	計 (中 事 業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 02事務局費 02教育委員会事務局費 <b>01教育委員会事務局費</b> (教育総務課)	5,622	1,383	7,005	節07賃金 ○01臨時職員賃金 節09旅費 ○03特別旅費 節11需用費 ○01消耗品費 ○04印刷製本費 【補正理由】 国庫補助金の交付内定に伴う補正	667 667 183 183 533 353 180



(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 05教育センター費 03研究・研修事業 <b>01研究・研修事業</b> (教育政策室)	2,962	3,500	6,462	節11需用費 ○01消耗品費 ○03食糧費 ○04印刷製本費 節12役務費 ○01通信運搬費 節13委託料 ○03教職員等専門研修業務 ○04教職員等課題解決型研修業務 【補正理由】 国委託金の交付決定に伴う補正	808 107 9 692 240 240 2,452 2,000 452
10教育費 02小学校費 02学校建設費 01小学校施設整備事業 <b>01小学校施設整備事業</b> (教育総務課)	368,481	67,313	435,794	節13委託料 ○03戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事設計業務 【補正理由】 戸田東小学校・戸田東中学校の建替えに伴う補正	67,313 67,313

## (債務負担行為)

事 項	期 間	限 度 額
戸田東小学校・戸田東中学校 改築等工事設計業務委託料 (教育総務課)	H29. 4. 1～H30. 3. 16	143,305,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
美女木小学校プレハブ教室賃借料 (教育総務課)	H28. 6. 28～H34. 3. 31	252,700,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した額

平成28年度 海外留学奨学事業特別会計 6月補正予算(案)

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
02繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 <b>01海外留学奨学基金繰入金</b> (教育総務課)	6,480	1,820	8,300	○01海外留学奨学基金繰入金  【補正理由】前年度給与決定者について、今年度予算で奨学資金を給与することとなったことによる増額補正と給与決定者が辞退したことによる減額補正	1,820

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
01事業費 01事業費 01事業費 01海外留学奨学資金事業 <b>01海外留学奨学資金事業</b> (教育総務課)	6,688	1,820	8,508	節19負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・01海外留学奨学資金  【補正理由】前年度給与決定者について、今年度予算で奨学資金を給与することとなったことによる増額補正と給与決定者が辞退したことによる減額補正	1,820 1,820 1,820

# 教育委員提案について

平成28年第6回教育委員会(定例会)

平成28年5月19日(木)

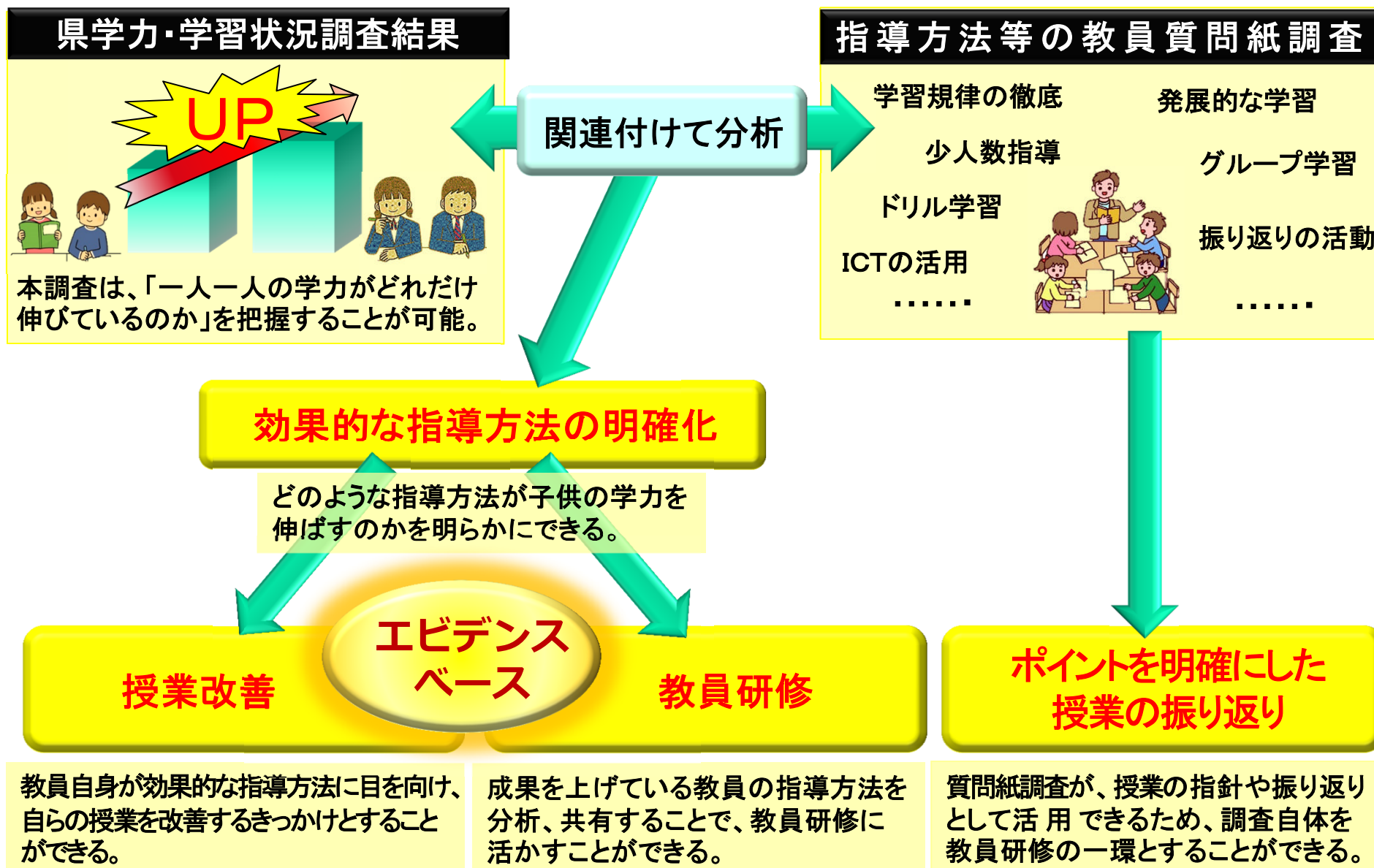
戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案について

ページ

- ① 県学力・学習状況調査と教員質問紙調査の分析と活用により期待される効果について…………… 1  
(教育政策室)
- ② アクティブ・ラーニングの実践例と保護者へのPRについて…………… 2  
(教育政策室)
- ③ 小中一貫教育について…………… 5  
(教育総務課・教育政策室)
- ④ 英語教育について…………… 6  
(教育政策室)

# 県学力・学習状況調査と教員質問紙調査の 分析と活用により期待される効果

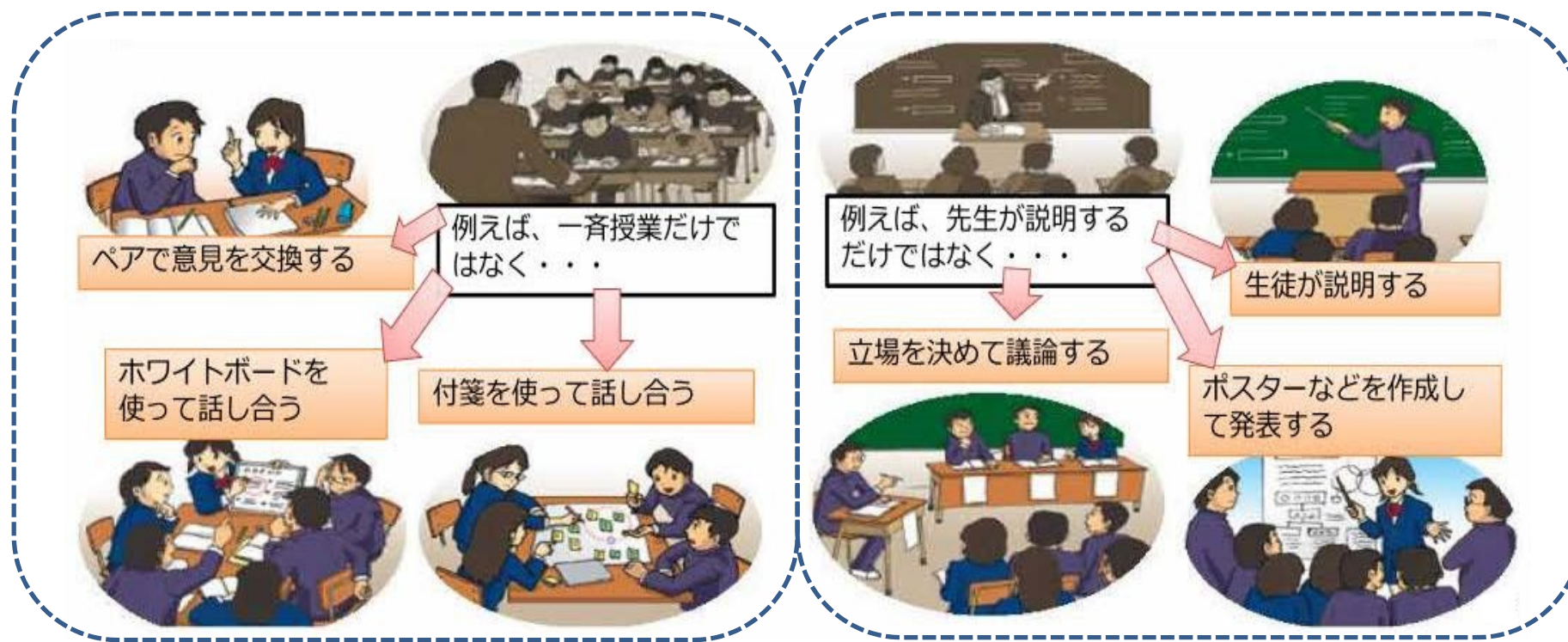


# 「アクティブ・ラーニング」について

「アクティブ・ラーニング」は・・・

## 【文部科学省】

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。



(文部科学省『論点整理』を参考に作成)

# 「アクティブ・ラーニング」について

「アクティブ・ラーニング」は・・・

【埼玉県教育委員会】

「児童生徒の思考力・判断力・表現力や学びに向かう力、人間性を育むため」に有効である。

一斉授業



知識・技能の習得には  
効果があった

アクティブ・ラーニング

対話的な学び



主体的な学び

深い学び

自ら表現し、伝え合うことなどが  
育成すべき力を高めるために  
効果大きい

これまで

各教科等の固有の  
知識・技能等



これから

# 育成すべき資質・能力「3つの柱」

(埼玉県教育委員会資料を  
参考に作成)

## 学びに向かう力、人間性など

「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか」

○情意や態度等に関わるもの

人生を  
主体的に切り拓く

学びに向かう力

人間性

アクティブ・ラーニングによる授業改善

## 個別の知識・技能

「何を知っていて、何ができるか」

- 基礎的・基本的な知識・技能の着実な獲得
- 社会の様々な場面で活用できるようにする

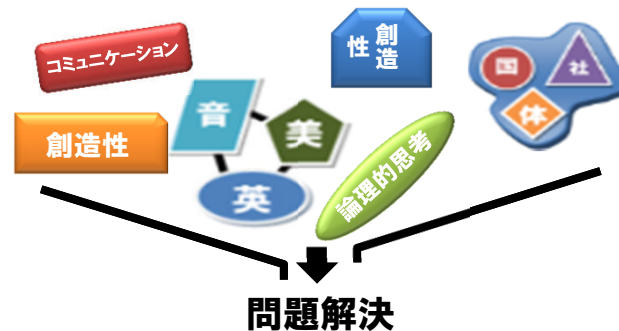


## 思考力・判断力・表現力等

「知っていること・できることをどう使うか」

- 問題の発見や解決をしたり、協働的に問題を解決したりする中で、思考・判断・表現ができるようにする。

思考力・判断力・表現力の育成





## 小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

2020年度に向けた戸田市英語教育推進プラン イメージマップ (平成28年度版)

年度 学校等	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
国の動向 (予定)	「生徒の英語力 向上推進プラン」	学習指導要領改訂に向けた協議		小学校新学習指導要領を段階的に先行実施		小学校新学習 指導要領全面实施
戸田市小学校 英語(活動)	○変革に向けた 研究	○変革に向けた 準備と研究	○変革に向けた チャレンジ	○新学習指導要領 実施	○戸田市版新カリ キュラム試行	○戸田市版カリキュ ラム完全実施
	1・2年生	10時間程度		1年生34時間 2年生35時間		
	教育課程特例校 3・4年生	授業時数の増加1 各学校の状況に合わせて、授業時数増 の取組や研究を進める。		授業時数の増加2 モジュール形式の授業を実施する。		
	35時間	35時間		3・4年生 70時間		
5・6年生	35時間			5・6年生 70時間		
戸田市中学校 英語	・CAN-DOリスト運用	○オール・イングリッシュの授業の推進		○学習指導要領改訂に伴うカリキュラム 検討・修正(予定)		○戸田市版新カリ キュラム試行
	・戸田市版パフォー マンス・テスト改訂	論理的思考力を一層身に付ける活動 (言語活動の充実⇒アクティブ・ラーニングの活用)				
	・教科書改訂に伴う 新カリキュラム 作成	CAN-DO Small Steps (仮称) 開発 (まとまった単元ごとのCAN-DOリスト及び活動例)		“My Project”等、教科書 の教材を十分生かす。		・新カリキュラムに 伴う教材開発
	・中3 英検3級 取得事業開始	3級取得目標50%	3級取得目標55%	3級取得目標60%	3級取得目標65%	3級取得目標70%

今年度の研究予定 (戸田市英語教育研究推進委員会を中心とした全小・中学校での研究)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小 モジュール・ 授業時数	方向性 の確認 打合せ	研究 概要 確認	年間を通じた実践・検証・改善									
小 評価・評定			「読むこと」「書くこと」の研究・映像教材開発									
中 CAN-DO SS			実態調査内容の見直し		実態調査		調査結果をもとにした評価についての検討					
中 オール・イングリッシュ			2学期分開発		3学期分開発		1学期分開発		まとめ・確定版発表			
小中 アクティブ・ラーニング			年間を通して実施 (学校訪問では全教員がT.T.で授業を行う。)									
センター研究員による研究												

# 小学校 英語活動を通して、このような子供たちを育てます。



誰とでも主体的に関わろうとする子供



互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子供



豊かな国際性を身に付けた子供

戸田市では、子供たちが英語にふれる時間や機会を増やします。

**Fun Fun Lesson**で、英語にふれる機会を週に最大4回つくることができます！



- **Fun Fun Lesson** は、始業前、朝の会、帰りの会、放課後などに行う短時間（例 15分）の英語活動です。
- **Fun Fun Lesson** は、45分授業で扱う単語や表現に「なじむ」ことが目的です。

## 1 モジュール形式の短時間英語活動 “Fun Fun Lesson” (仮称)

[例] 週3回行うケース

1	あいさつ	モジュール① 例) イラストを使ったクイズ	月曜日
2	聞く活動 話す活動		
1	あいさつ	モジュール② 例) 好きなことを伝え合う	水曜日
2	聞く活動 話す活動		
1	あいさつ	モジュール③ 例) 文字に気付く	金曜日
2	読む活動 書く活動		

## 2 週1回の英語活動（45分）

戸田市では、すべての英語活動をALTとのティーム・ティーチング形式で行う。

1	あいさつ Greeting
2	ウォームアップ Warm up
3	コミュニケーション Communication <ふれる> Meaningful Practice <なれる> Pseudo-communicative Practice
	<親しむ> Real Communication
4	まとめ・振り返り Self-assessment
5	あいさつ Good-bye

45分授業（ALTとのT.T.）も「ふれる」「なれる」「親しむ」をキーワードに、充実させます。



**Fun Fun Lesson** を実施することで、英語のコミュニケーションはもっと楽しくなります！

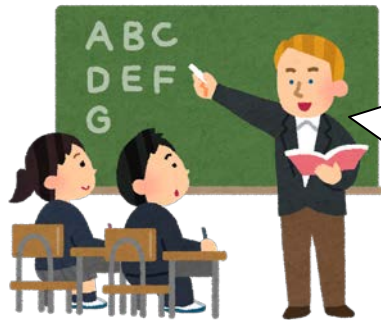
# 中学校 英語を通して、このような子供たちを育てます。



小学校英語活動で育てた素地の上で、  
中学生はより多くのことを学びます。

## 1 “All in English”の授業

**授業のすべてが  
コミュニケーションのチャンス！**



教師が英語で授業を行うことで、  
「全ての授業」が英語でコミュニケーションを図る場となります。



**AE Lesson** (仮称)  
**(All in English Lesson)**

オール・イングリッシュで行うALTとの  
チーム・ティーチング形式の授業  
を市内全中学校で実施します。

「ミスを恐れずに英語を使ってみよう」  
という気持ちを育てることができます。

**積極的に英語を使おうと  
する、グローバル社会で  
活躍できるとだっ子  
を育てます！**

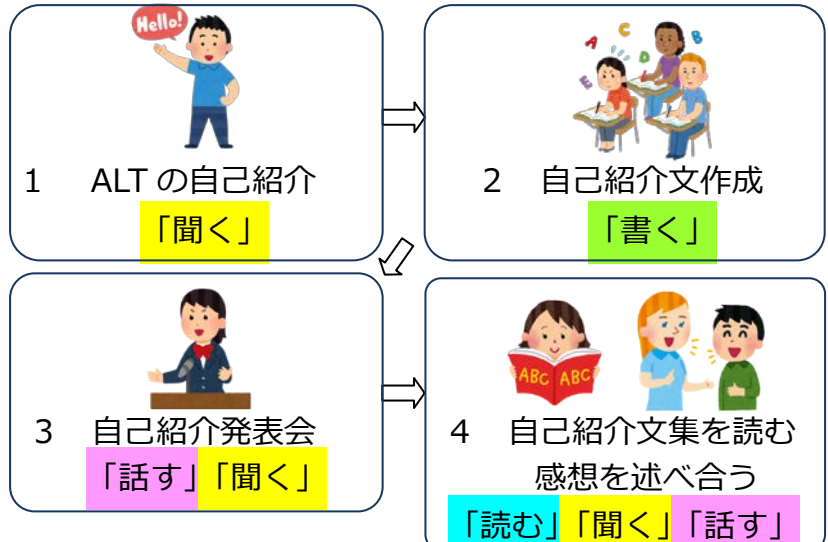
AMAZING!



## 2 4技能を伸ばす授業

**「聞く」「読む」「話す」「書く」  
バランスよく学びます！**

[例] 自己紹介を題材にした4技能の統合的な活動



考えや気持ちを伝え合うために必要な力を  
身に付けることができます。

# 報告事項

平成28年第6回教育委員会(定例会)

平成28年5月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 戸田市立小・中学校通学区域審議会 5 号委員の異動に伴う委員の変更について…………… 1  
(学務課)
- ② 平成 28 年度戸田市の教育改革について…………… 2  
(教育政策室)
- ③ 平成 28 年度戸田市教育委員会研究指定等委嘱校について…………… 3  
(教育政策室)
- ④ 平成 28 年度生涯学習事業について…………… 別紙  
(生涯学習課)
- ⑤ 前谷遺跡試掘確認調査について…………… 4  
(生涯学習課)
- ⑥ その他

戸田市立小・中学校通学区域審議会委員

任期 平成27年11月30日～平成29年11月29日

委員区分	職名	氏名	住所	電話	生年月日	年齢	
5号委員（3名）	市職員（市民生活部）	部長	栗原 誠	戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800	昭和34年11月29日	56
	市職員（都市整備部）	部長	金子 泰久	戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800	昭和32年1月26日	59
	市職員（教育委員会）	教育部長	鈴木 研二	戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800	昭和37年2月21日	54

※ 任期 平成28年5月1日～平成29年11月29日



平成28年度 戸田市の教育改革

戸田市教育委員会

新しい学びの創造

文部科学省委託事業

1. アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善のための事業
2. 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業
3. 総合的な教師力向上のための調査研究事業
4. チーム学校の実現に向けた業務改善推進事業

指導力のある教職員の育成

校長会議・教頭会議を中心としたスリム化検討委員会

戸田市教職員必携の作成

協調学習マイスター等の認定

Teach For Japanとの連携による優秀な教員の積極的配置

学習塾講師による臨任・若手教員のための模擬授業の実施

ベネッセとの連携協定により授業動画・学習指導案をCloudで共有

Intel® との連携による21世紀型スキルの育成のための教員研修

自己表現力を育成するためのプレゼンテーションコンテストの実施

非認知スキル育成に向けた各学校での取組み事例集の作成

全国学力調査及び県学力調査の結果の分析及び活用

東大CoREFとの連携による協調学習の推進

小学校英語…低学年35h、中高等学校70h先進導入

中学校英語…All Englishの授業、英検3級取得推進

国立情報学研究所等と連携した理数教育の充実のためのReading skillsの共同研究

ベネッセコーポレーションとの包括連携協定による新しい学びの共同研究

Recruit Marketing Partnersによる授業の予習・復習をサポートする家庭学習ソフト(スタディサプリ)の提供と効果の検証

全校全教室等無線LAN化、タブレットの配備、GoogleなどICT環境の積極的整備

民間学習塾と連携した放課後学習教室

生徒指導の充実

新たな教育行政への転換

アクティブ・ラーニング型の道徳授業の充実

他部課と連携した戸田市生徒指導アクションプランの実践

エビデンスベース、コストパフォーマンスの視点での集中投資

他部課と連携した学びのセーフティネットの構造化(子供の未来応援国民運動)\*日本財団のパイロット事業への参画

青山学院大学との包括連携による戸田市いじめ対応プログラムの実践

ゲートキーパー研修の実施

教育委員会組織の活性化

教育委員及び教育委員会事務局職員の研修実施



学校教育の充実

国立スポーツ科学センターとの連携による体力向上プログラムの実施

事故防止・危機管理の強化

国立特別支援教育総合研究所との連携による特別支援教育の充実

国立教育政策研究所との連携による豊かな感性と情操の育成



生涯学習の充実

子ども大学・市民大学の充実

「知の拠点」としての図書館ビジョンの策定

「戸田市家庭教育宣言」の発布・啓発

とだっ子に身に付けさせたい能力

- ・批判的思考力
- ・問題解決力
- ・企画力
- ・コミュニケーションスキル
- ・プレゼンテーションスキル など

21世紀型スキル

- ・粘り強さ
- ・やり抜く力
- ・協調性
- ・自覚心 など

人工知能(AI)では代替できない能力の育成

・各教科等で学んだ力を実社会の様々な場面で活用できる能力

汎用的スキル

非認知スキル





## 平成28年度市研究指定等委嘱校 学校研究主題一覧（小学校）

※網かけは新規委嘱校

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H28発表予定日	発表予定年度	
							H29	H30
1	戸田第一小	算数	学ぶ楽しさにあふれ、一人一人の確かな学びを育む授業づくり ～結びつきを通して～	戸田市教育委員会	27・28	1.27	—	—
2	戸田第二小	算数・体育・道徳	知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな戸二つ子の育成 ～学び合う児童を育てる授業の創造～	戸田市教育委員会	26・27・28	12.14	—	—
3	新曽小	国語	思いや考えを豊かに伝え合う子供の育成 ～考える力・表現する力を育む言語活動の研究～	戸田市教育委員会	26・27・28	11.18	—	—
4	美谷本小	道徳	心豊かに学び合い 未来を拓く児童の育成 ～豊かななかかわりの中で、よりよく生きる力を育む道徳教育の推進～ ※①埼玉県道徳教育研究協力校 ※②いじめ防止のための望ましい人間関係づくり研究推進校	戸田市教育委員会 ※①②埼玉県教育委員会	26・27・28 ※①28・29 ※②26・27・28	11.17	—	—
5	笹目小	国語（理科・生活・音楽・体育）	ユニバーサルデザインと学校づくり ～推進から拡充へ～	戸田市教育委員会	27・28・29	—	○	—
6	戸田東小	国語	豊かな言語活動を通して、主体的に学び合う児童の育成	戸田市教育委員会	28・29・30	—	—	○
7	戸田南小	道徳	豊かな心を育む道徳教育の充実 ～自己の生き方について考えを深められる道徳授業を目指して～	戸田市教育委員会	26・27・28	12.13	—	—
8	喜沢小	特別活動	望ましい集団活動を通して、心豊かに生きる児童の育成（第三次研究） ～「自分もよくみんなもよい」集団活動～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	—	○
9	笹目東小	体育	知・徳・体のバランスのとれた児童の育成 ～力いっぱい運動し、共に高め合える体育授業の展開の工夫～	戸田市教育委員会	27・28・29	—	○	—
10	新曽北小	国語	豊かに学び、生き生きと思いを伝え合う子供の育成 ～思考力・判断力・表現力を育てる言語活動の充実～	戸田市教育委員会	27・28・29	—	○	—
11	美女木小	道徳	相手の思いを尊重して、自分の思いを伝えられる子の育成	戸田市教育委員会	26・27・28	10.20	—	—
12	芦原小	国語	「自尊感情」を高め、互いを尊重し合う児童の育成 ～主体的に自分の思いや考えを伝え合う学習活動～	戸田市教育委員会	28・29	—	○	—
発表校数						6	4	2

## 平成28年度市研究指定等委嘱校 学校研究主題一覧（中学校）

※網かけは新規委嘱校

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H28発表予定日	発表年度	
							H29	H30
1	戸田中	全教科等	主体的・協働的に学びを深め、自分の考えを発表できる生徒の育成 ～多様なアクティブ・ラーニングを取り入れた授業づくりを目指して～	戸田市教育委員会	28・29	—	○	—
2	戸田東中	道徳	豊かな人間性と社会性を育んだ生徒の育成 ～道徳教育の指導と評価の一体を目指して～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	—	○
3	美笹中	全教科等	夢に向けて努力できる生徒の育成 ～多面的な教育活動による学力向上の取組～	戸田市教育委員会	26・27・28	11.8	—	—
4	喜沢中	特別活動	自らの未来を力強く切り拓く生徒の育成 ～自己実現に向けた指導法の工夫～	戸田市教育委員会	26・27・28	1.17	—	—
5	新曽中	全教科等	学習意欲の向上と思考力・判断力・表現力の育成 ～アクティブ・ラーニングとICTを取り入れた授業の実践を通して～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	—	○
6	笹目中	全教科等	生徒が能動的に学ぶ授業の工夫改善 ～教科の本質に迫るアクティブ・ラーニング～	戸田市教育委員会	28・29	—	○	—
発表校数						2	2	2

### その他に行われる研究（平成28年度）

1	戸田第二小	英語活動	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 (研究協力校)	文部科学省 埼玉県教育委員会	27・28	11.11	—	—
2	笹目中	英語				1.24	—	—
3	新曽中	進路指導・キャリア教育	25地区進路指導・キャリア教育研究協議会	埼玉県進路指導・キャリア教育研究会主催	28	11.10	—	—
4	拠点校：戸一小、戸二小、喜沢小、笹目東小、芦原小、戸田中、笹目中 協力校：その他11校		課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業 「教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善に関する実践研究」	文部科学省（申請中）	28・29	—	—	—
5	全小・中学校		チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業	文部科学省	28	—	—	—
6	市教育委員会		総合的な教師力向上のための調査研究事業 「民間教育事業者の力を活用した教員の資質能力向上事業」	文部科学省	28・29	—	—	—



100 m  
1:2,500

# 調査写真一覧



写真1 調査前風景1



写真2 重機による掘削



写真3 周溝状遺構検出状況 第1トレンチ



写真4 周溝状遺構検出状況 第2トレンチ



写真5 第1トレンチ完掘状況



写真6 第2トレンチ完掘状況



写真7 埋め戻し実施状況



写真8 調査完了状況